

水道料金、農業集落排水使用料に関するお知らせ 12月から翌年4月まではメーター検針を一時休止します

積雪によりメーター検針が困難になるため、12月から翌年4月までの間は、検針を一時休止します。この期間の水道料金および農業集落排水使用料(一部下水道使用料)は、過去3カ月の平均の料金を推定料金として請求させていた

だき、5月請求の際に精算しますのでご了承ください。

なお、推定料金については12月上旬に対象者へハガキでお知らせします。また、推定料金を変更したい場合は町建設課までご連絡ください。

水道管の凍結にご注意ください!

■水道の凍結事故にご注意ください

例年、12月から翌年2月にかけて水道管の凍結事故が多発します。水道管が凍結すると水が使えなくなるだけでなく、修理に多額の費用が掛かることになります。

■水抜き栓の開閉は確実にしましょう

凍結防止には「水抜き栓による水道管の水抜き」が効果的ですが、開け閉めはしっかりと止まるまで行ってください。不完全だと地下部分から漏水し水道料金が増える原因になります。この場合は漏水減免の対象になりませんのでご注意ください。

■万が一、凍結・破裂したときは…

水道管の凍結、破裂による漏水の場合は、すぐに町指定水道工事店へご相談ください(減免の対象となる場合があります)。

こんなことに注意を

- ・氷止めをしっかりと行いましょう。
- ・雪消しのためチョロチョロと水を出していると、水道料金が高くなります。
- ・空き家や、冬期間使用しない会館などは休止届をおすすめします。

問●町建設課 上下水道班 ☎0187 (84) 4910

商工観光交流課

「1日限定 県南Uターンフェア」を開催します

Uターンに関する町・県の補助メニューの紹介や移住相談などに対応します。帰省されている方、帰省を予定している方はぜひお越しください。

日 時●12月30日(月) 午前11時～午後3時
会 場●イオンモール大曲1階 花火の広場
参 加 料●無料

問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187 (84) 4909

税 務 課

申告相談に関するお知らせ

町県民税の申告は、あなたの町民税と県民税を計算するための基礎資料となります。申告がスムーズに行えるよう、関係書類をそろえるなどの準備をお願いします。

■必要書類の整備をお願いします

農業・営業を営んでいる方や不動産収入のある方は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する「収支計算」により申告することになります。「収支計算」では、収入金額や必要経費が分かる書類(出荷証明書や領収書など)に基づいて所得金額を計算することになりますので、お早めに書類の整備と記帳をお願いします(農業所得の収支計算に利用できる農業用収支計算ノートは、美郷町ホームページからもダウンロードできます)。

また、個人で「e-Tax」を利用したことがある方、町を通じて電子申告をした方については、**1月に税務署から利用者識別番号の記載されたハガキが届きますので忘れずにご持参ください。**

■医療費控除の適用を受ける時は「明細書」の添付が必要となりました

平成29年分以降の確定申告から、領収書の添付(提示)の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました(領収書は自宅で5年間保存しなければなりません)。医療費控除の適用を受ける場合は、**「医療を受けた人」「医療機関(薬局)」ごとに支払った医療費を事前に集計したうえでご来場ください。**申告期間中はたいへん混雑することが予想されますので、ご協力をお願いします。

■マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

マイナンバーの記載は申告者本人だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者の分も必要になります。マイナンバーカード(個人番号カード)もしくは通知カードおよび運転免許証など、番号確認と本人確認ができる書類を持参してください。

■申告相談日

日程や会場の詳細は「広報美郷令和2年1月号」でお知らせします。

問 町税務課 ☎0187 (84) 4902

1月6日(月)は町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	4期	1月6日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	6期	1月6日(月)	5期	12月2日(月)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6期	1月6日(月)	5期	12月2日(月)
固定資産税			4期	12月2日(月)

町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます

①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料 ⑧学校給食費 ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

□ 口座振替がとても便利です

□ 口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料は掛かりません。

□ 口座振替を希望する方は

次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 北都銀行 ○秋田銀行 ○羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

自宅等のパソコン・スマホで簡単・便利にe-Tax

ご自宅などからe-Taxを利用して確定申告をするためには、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備する必要がありましたが、ことしの1月からはマイナンバーカード等をお持ちでない方であっても、専用のIDとパスワードを利用することで、ご自宅のパソコンからe-Taxによる送信ができるようになりました。

また、専用のIDとパスワードをお持ちの方が、給与や公的年金等の申告をする場合には、お手持ちのスマートフォンからもe-Tax送信ができます。

専用のID・パスワードは、事前に税務署職員と対面による本人確認を行ったうえで発行しています。新たに発行を希望される方は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちになり、お近くの税務署の総合窓口へお越しください。

【e-Taxに関するお問い合わせ】
大曲税務署 個人課税第一部門
☎0187(62)2192

消費税軽減税率対象品目の売上や仕入・経費支払のある方へ

軽減税率制度導入に伴い、経理・申告方法の変更が必要です

■ 「区分記載請求書」の作成と「区分経理」が必要です

請求書等を作成する場合、従来の記載事項に加えて次の項目を追加する必要があります(区分記載請求書等の発行)。

- ①税率ごとに合計した税込金額
- ②軽減税率対象品目の販売の対価である場合には軽減税率である旨

また、区分記載請求書等(控)に基づき、税率ごとに日々の記帳を行う必要があります(区分経理)。

■ 委託販売手数料の取り扱いが変わりました

農業を営んでいる方がJAや市場経由で農産物を出荷した場合など、本来の売上金額から委託販売手数料が差し引かれて売上代金を受領した場合、これまでは手数料

差し引き後の金額を課税売上とすることができましたが、軽減税率制度実施後は、手数料差し引き前の金額(本来の売上金額)を課税売上とする必要があります。

■ 消費税申告書の作成に当たっても注意が必要です

令和元年分以降の消費税申告書は、区分経理された帳簿等に基づいて作成しなければなりません。これまでのように、青色申告決算書や収支内訳書から直接作成することはできませんのでご注意ください。

【消費税に関するお問い合わせ】
消費税軽減税率制度電話相談センター
☎0120(205)553